

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（298）」

2. 日時：平成29年8月25日 13時40分～15時30分

3. 場所：原子力規制庁 19階資料学習室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、伊藤安全審査官、角谷安全審査官、正岡安全審査官、皆川
保安規定係長、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員 発電管理室室長（許認可担当）

他12名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 主任

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力発電運営チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当（原子力設備）

電源開発株式会社：設備技術室 機械設備技術タスク 担当

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所 重大事故等対処設備について』における、設置許可基準規則等への適合性のうち「フィルタベント」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 格納容器圧力逃がし装置隔離弁の遠隔人力操作機構が設置される環境条件について、当該機構に与える影響評価手法及び妥当性を整理して提示すること。
- 耐圧強化ベント系を現場操作する際に要員が受ける放射線量について、評価手法及び妥当性を整理して提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 原子炉格納容器の加圧破損を防止するための設備（格納容器圧力逃し装置）について（審査会合における指摘事項の回答）
- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審

査基準」への適合状況について 審査会合における指摘事項の回答

- ・ 東海第二発電所 原子炉格納容器の加圧破損を防止するための設備（格納容器圧力逃し装置）について
- ・ 東海第二発電所 格納容器圧力逃がし装置について 審査会合における指摘事項の回答